

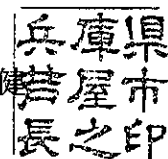
様式第4 (第20条第1項関係)

景観法第63条第2項の認定証

芦都計認第H27-191号
平成27年10月15日

六麓荘土地有限会社
代表取締役 ████████ 様

芦屋市長 山中 健



下記のとおり申請のあった計画について、景観法第63条第2項の規定により認定します。

記

- 1 申請年月日 平成27年10月9日
- 2 建築物の建築等の場所 芦屋市 六麓荘町 71

3 計画の概要

建築物の概要

(建築物の種別)	色彩の変更
(主要用途)	事務所
(敷地面積)	177.52 m ²
(建築面積)	86.94 m ² (計画部分: 86.94 m ² 計画以外の部分: 0.00 m ²)
(延べ面積)	173.88 m ² (計画部分: 173.88 m ² 計画以外の部分: 0.00 m ²)
(構造)	木造

建築物の形態意匠の概要


(仕上げ)	(屋根)	シート防水
	(外壁)	モルタル塗
(色彩)	(屋根)	N6.5
	(外壁)	10YR 6.5/1

4 備考

許 可 書

芦 風 第 H27-57 号
平成 27 年 10 月 15 日

申請者 住所 芦屋市六麓荘町16番14号
.....
六麓荘土地有限会社
氏名 代表取締役 [REDACTED] 様

芦屋市長 山中 健


芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、次の条件を付けて許可する。

記

- 1 申請年月日 平成27年10月9日
.....
- 2 風致地区名 第3種風致地区
.....
- 3 敷地又は
行為地 芦屋市 六麓荘町71
.....
- 4 行為の区分 建築物等の色彩の変更
.....
- 5 条 件

- (1) 行為は、許可書のとおりとすること。
- (2) 工事を着手したときには着手届を提出すること。
- (3) 工事期間中、風致地区内行為許可票（様式第9号）を土地の区域内の見やすい場所に設置すること。
- (4) 申請者等の変更が生じた場合は、すみやかに変更異動届（様式第7号）を提出すること。
- (5) 工事を完了したときには完了届出書（様式第8号）を提出し、芦屋市長の完了検査を受けること。
- (6) 他法令等による許認可後に工事着手すること。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、芦屋市長に対し、異議申立てをすることができます。ただし、処分の日から起算して1年を経過した場合は、異議申立てをすることができません。

また、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、芦屋市長を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。